

相続税を考えよう

～今からできる対策は～



CONTENTS

相続税を考えよう

- ・非課税枠の活用
- ・相続税評価を下げる
- ・相続財産を減らす

その他

- ・お仕事リスト
- ・お仕事カレンダー
- ・開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ
税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
川人行政書士事務所
株式会社徳島経理代行センター
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051
徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL 0883-26-0182
FAX 0883-26-0187

INTERVIEW

相続税を考えよう

～今からできる対策は～

終活セミナー講演時の様子

サザエさんちの相続税が、 1,000万円ってホント!?

今日は相続税のお話です。
昨年から相続税のルール
が変わりました。

テレビや雑誌などの各種
メディアでも報じられてい
ましたので、ご存じの方も
いらっしゃると思います。
この相続税について、当
社の小島税理士に聞いてみ
ました。

小島 相続税というのは亡
くなった人がお持ちだった
財産を相続したときその相
続した人が支払う税金です
が、相続した人全員が払わ
なければならないものでは
ありません。

一相続税がかかるのは、ど

れくらいの割合ですか？

小島 ルールが変わる前は
相続税を納めなければなら
ない被相続人の割合は、全
体の約4%程度でした。100
人いたら4人ぐらいは相続
税がかかる人です。

改正後は、まだ数字は出
ていないのですが、1、2% 増
えて約5～6% になるの
ではないかと見込まれていま
す。

一では、亡くなったら相続
税がかかる人ってどんな人
でしょう？

小島 それは相続税の対象
となる財産の額が、基礎控
除額を超える人です。

一基礎控除額という聞きな
れない言葉ができました
が、基礎控除額とは、いつ
たいなんですか？

小島 基礎控除額というの
は3000万円+600万円×
法定相続人の数です。

例えば皆さんご存知のア
ニメのサザエさん一家で見
てみましょう。

波平さんが亡くなったと
しますと、法定相続人は奥
さんのフネさんと子供のサ
ザエさん、カツオ、ワカメ
の4人です。

ですので、基礎控除額は
3000万円+600万円×4
人で5400万円となります。
つまり波平さんが、亡くなっ

た時に5400万円を超える
財産を持っていたら相続税
がかかるというわけです。

ちなみにサザエさんが住
んでいるとされている世田
谷の家はその敷地だけで1
億1000万円ぐらいの相続
税評価額になりそうなので、
フネさん他相続人は相続税
の申告をして相続税を納め

なければならないというこ
とです。ほかに家などを合
わせて1億4000万円ぐら
い財産があったとすれば、
長男のカツオが自宅を相続
したとしたら、相続税は約
1000万円になります。

一サザエさん一家もびっく
りですよ！自宅を売って
相続税を払わないといけな

いかもかもしれませんね。
サザエさん一家を救うに
はどうしたらいいでしょ
うか？

小島 1,000万円払えない
と思ったら、、、実は、相
続税を安くする方法があり
ます。

相続税には特例がいくつ
か設けられていますので、
この特例をうまく使うこと
で納める税金も安くなります。

一なるほど、特例を使えば、
相続税も抑えられるんです
ね。その特例には、どんな
ものがあるのですか？

小島 まずは、小規模宅地
等の特例という制度があり
ます。サザエさん一家にとっ
てこの自宅は生活の基盤で
すよね！

カツオ、ピンチ！
相続税1,000万円も
払えないカツオの運命は!?

INTERVIEW

(前ページの続き) この自宅がなくなっては困りますので、亡くなった波平さんが住んでいたこの土地を同居していたカツオが相続した場合、亡くなってから10ヶ月間引き続きその自宅に住み続けることを要件に評価額を下げってくれるという特例が相続税法では設けられています。

一なるほど、しばらく住み続けることで、評価額が下がるんですね。
カツオも、そのまま自宅に住んでいればいいのですね。

小島 そうですね。適用要件はまだ他に細かくあるのですが、この特例を使うことができれば、1億1000万円だったサザエさん家の敷地の相続税評価額は2200万円になります。もとの2割の評価額になるのですね。

波平さんが亡くなった場合の基礎控除額は5400万円だったので、この特例を使うことによって基礎控除額以内におさまって、税務署に申告はしないといけないのですが、支払う相続税は0円ということになります。

一カツオは、住み続けるだけで、1,000万円の相続税が0円になるんですね。
他には、どんな特例がありますか？

小島 亡くなった人の配偶者が財産を取得した場合も特例があります。ご夫婦は手と手を取り合って一緒に財産を築いてきたわけですから。波平さんがこれだけの財産を残せたのはフネさんのおかげでもあるのです。

ですので、フネさんが財産を相続した場合は原則1億6000万円までは、相続税は無税ということになります。

一配偶者が相続することで、特例的に、相続税がおさえられるんですね。
まだ他にもありますか？

小島 はい。他にもまだいくつか特例があります。

して、例えば、未成年のカツオやワカメには未成年者控除が適用できますし、障害者の方には障害者控除というものもあります。

小島 相続税の特例いかがでしたでしょうか？

一いろいろな特例があることにびっくりしました。知っているか知らないかで、相続税の金額はずいぶん変わりそうですね。

小島 そうですね。逆に言うと特例を使える人が財産を取得することで納める相続税がぐっと少なくなって

火災保険
農協建更の場合、返戻金があれば相続の対象となります。

有価証券・投資信託
有価証券・投資信託も相続財産となります。

不動産
不動産を所有していて、その資産価値が高い場合、不動産を子供などに受け継ぐ方法のひとつとして生前贈与の利用が考えられます。

預貯金
亡くなった方の預貯金は、お亡くなりになった時点から、相続財産となります。一部の相続人が勝手に預金を引き出して、他の相続人の権利が侵害されるのを防ぐため凍結されます。

自社株
自社株の評価が数億円なんてことも。

相続対策その1 非課税枠の活用

きますので、遺産分割はよく考えてからした方がいいということにもなります。

一これから相続が発生する人は、今からどんな対策をしておけばよいですか？

小島 生前の相続税対策としては、3つのポイントがあります。
まず1つ目のポイントは相続税の非課税を利用することです。
相続税がかからない財産はいくつかあるのですが、代表的なものを2つご紹介します。
ひとつはお墓や仏壇などです。これらの財産は祖先を敬うためのものであり国民感情を考慮して非課税となっています。意外とお墓や仏壇は高額になるので亡くなる前に買ってあげれば相

続税がかかる財産とはなりません。亡くなった後に買っても非課税にはなりませんので注意してください。

一じゃあ、純金製の仏像とか買ってあげればよいですか？

小島 いえ、純金製ともなると投資目的と見られる場合がありますので、非課税とはならないでしょう。常識的な範囲でということになります。

あともうひとつは生命保険金です。生命保険金は一定金額まで非課税になります。

一生命保険金が非課税となる一定金額というのは、いくらですか？

小島 一定金額というのは法定相続人の数によって変わってきます。

ここでまたサザエさん一家を例にすると波平さんがなくなった場合、法定相続人は何人だったのでしょうか？

一フネさん、サザエさん、カツオくん、ワカメちゃん
の4人ですね。

小島 そうです。4人です。ですので、500万円×4人で2000万円。死亡保険金2000万円までは相続税がかかる財産とはなりません。

波平さんは銀行に2000万円預けておくより例えば一時払いの終身保険に加入すれば、相続税の対象となる財産が2000万円減ることになります。



相続相談会の様子
(徳島新聞社主催 終活セミナー)



相続対策その2 相続税評価を下げる

一税率 20% の人の相続財産が 2000 万円減れば納める相続税が約 400 万円少なくなるということですこれは大きいですね！

小島 また他のメリットとしては、あらかじめ指定された受取人に直接保険金が払い込まれるので、分割が決まらなると引き出せない預貯金とは違って容易に現金化しやすい相続財産となります。

小島 納税資金としても役に立ちますので預貯金がたくさんある方は生命保険に加入されることもご検討してみてくださいいかがでしょうか。

一相続税対策の 1 つ目のポイントは、非課税枠をうまく活用するというものでした。

一では、2 つ目の相続税対策のポイントを教えてください。

小島 2 つ目のポイント、相続財産の評価を下げることです。

具体的には不動産の活用です。

一最近よく新聞の広告などで相続税対策！土地活用！アパート経営！などという文字をよく見かけますね。それがどうして相続税対策になるのでしょうか？

小島 これは貸している土地や家は相続税評価額が下がるという法則を利用した節税対策です。

例えば、空き地を所有していたとして、空き地って管理が大変ですよ！雑草

が生えてくるので、定期的に草刈りをしないとイケませんし、固定資産税も毎年払っていかねばなりません。

そこで、例えばその空き地に 7,000 万円出してアパートを建築したとします。

そうすると、アパートの固定資産税評価額は大体建築価格の 50 ~ 60% になります。

しかも貸している土地や家屋は自由に売買ができませんし、その不動産の使用に制限がかかってしまいますので、さらに評価が下がります。つまり 7,000 万円出資して建てたアパートの相続税評価額は、建築価格の約 40%、2,800 万円ぐらいになるんですね。

一更地のまま現預金を持っているよりも、預貯金を使っ

て建物に変えたほうが、評価額が下がって、相続税も抑えられるんですね。

小島 しかも、うまくいけば賃貸収入が納税資金にもなります。

不動産を活用した相続税対策は実はもっとも節税効果の高い対策のひとつです。ですので、相続税の納税額がかなり高くなりそうな場合に考えてみるとよい対策です。

小島 ただ、この節税対策は効果が高い分、劇薬です。アパート経営というのは投資リスクもありますので十分検討した上でされることをおすすめします。

一では、最後の 3 つ目の相続税対策のポイントを教えてくださいませんか？

小島 3 つ目のポイントは相続財産を減らすことです。

相続財産を減らすためにはズバリ！自分で使ってしまうことです。美味しいものを食べに行きましょう！旅行に行きましょう！ご自身でいままで貯めてきた財産、まずはご自身のために使ってください。

他にはお子さんやお孫さんにあげる、つまり贈与することも相続財産を減らすことになりますね。

例えば、おなじみサザエさん一家で見てみるとサザエさん夫婦は一時的に同居しているようですので、ゆくゆくはマイホームを建てるかもしれません。

そこで波平さんが資金を援助してあげた場合、今年であれば省エネ等住宅で 1200 万円、それ以外だと 700 万円までは非課税で資金を贈与できます。「住宅取得等資金の贈与税の非課税」という制度です。

小島 他には、タラちゃんはまだ 3 歳です。これから教育費がたくさんかかります。その都度、波平さんが教育費を出してあげるというのでも贈与税はかからな

いのですが、一括して贈与しておいてあげたい場合は 1500 万円までは贈与税が非課税となる制度があります。

一これはお父さんお母さん非常に助かりますよね！

小島 そうですね。各種金融機関がこの制度を利用する商品をだしていますが、とても人気があるようです。

この制度は、少し手続きが必要になってくるのですが、まず銀行などで、この制度専用の教育資金口座をつくり、おじいちゃんやおばあちゃんから贈与してもらったお金を入金します。

その口座から教育資金に使ったお金を引き出すのですが、その時には領収書等を提出しなければなりません。

相続対策その3 相続財産を減らす

相続に関するすべてのお手続きをワンストップでサポートします

税理士法人アクシス

相続税対策はお任せください。

川人行政書士事務所

預貯金などの名義変更手続きや、戸籍、住民票などの取り寄せまで行います。

社会保険労務士法人アクシス

遺族年金、亡くなった方の年金の精算手続きを行います。

相続税対策は、 早ければ早いほどよい

ん。学校の入学費用や授業料など、そして学校以外、例えば学習塾や習い事に支払われるものについても対象となっています。学校以外に対して支払われるものについては500万円が限度となります。

小島 1500万円贈与して30歳までに教育費として使いきれなかった場合は、その残った金額に対して贈与税がかかってきますので、お孫さんの年齢に合わせて使いきれそうな金額を贈与してあげてください。

また、贈与で自由度が高いのは暦年贈与です。

あげたいときにあげる、もらった人は1年間に合計110万円までなら贈与税はかかりません。

一生前贈与の制度をうまく使うことで、相続税の節税にもつながるんですね。

いろんな相続税対策を教えてくださいましたが、これはいつぐらいから準備しておけばいいのでしょうか？

小島 できるだけ早めに対策をする方が効果も高いので、60歳ぐらいになられましたら、一度考えてみましょう。

—自分や配偶者、また両親がなくなったときに相続税がどれくらいかかるか、シミュレーションなんかしてもらえますか？

小島 はい、シミュレーションさせていただいて、どういう対策をしていけばいいかのご提案もしております。

他にも、相続税はかからないけど様々な相続手続きはどうすればいいのだろう。例えば遺族年金の申請はどうするの？とか預金や不動産の名義変更はどうやってするの？などのご案内もしております。

相続税

遺族年金

保険

争族

名義変更

登記

ワンストップ
でサポートします

当社提携司法書士

当社と提携の司法書士が不動産登記を行います。

社会保険労務士法人アクシス

お亡くなりの方の、保険証や障害者手帳などの返納手続きや、医療保険の精算手続きなどを行います。

当社提携弁護士

相続の折り合いがつかず、争いとなった場合は、提携弁護士が支援します。

このインタビューに答えてくれた人

鳴門教育大学学校教育学部卒。
会計事務所勤務等をへて、税理士法人アクシスに就職。
勤務をしながら、H26年に税理士試験合格。
専門分野：相続税、中小企業会計、企業税務

税理士 小島晴美



お仕事リスト 11月



001 年末調整の準備



年末調整にむけて準備をしましょう

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け確認しましょう。また、平成 28 年分の扶養控除等申告書には、マイナンバーを記載する欄があります。マイナンバーの記載及び本人確認について、適切なアナウンス等を行いましょう。



002 年末賞与の 支払準備



年末賞与の支払準備をしましょう

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。



003 所得税の予定納税額 の減額申請



所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)

11 月は、所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税第 2 期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額(注)に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11 月 1 日～15 日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第 2 期分のみです。

(注) 予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。



004 翌年のカレンダー の作製



翌年のカレンダーの準備をしましょう

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。



005 忘年会の準備



忘年会の準備をしましょう

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。

場所の確保 来賓の確認
 乾杯の音頭、挨拶等の依頼 余興の準備
 出席者数の確認
など、段取りよくすすませましょう。



006 防火対策



防火対策をしましょう

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検・・・消火器、非常口、非常階段、避難経路など

非常時の対応方法見直し・・・連絡方法、避難対策など
冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいもの等を屋外に放置しないようにしましょう。

2016年

11月

お仕事カレンダー



Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
	1 大安	2 赤口	3 先勝 【文化の日】	4 友引 ●【無料】 相続相談会 ●【無料】 採用相談会	5 先負 【午前営業】	6 仏滅 【休み】
7 大安	8 赤口	9 先勝 ●18:00~21:00 第5期徳島元氣塾	10 友引 ●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限 ●一括有期事業開始届 〈概算保険料160万円未満・請負金額18,000万円未満の工事〉(基)	11 先負 ●【無料】 障害年金相談会	12 仏滅 【休み】	13 大安 【休み】
14 赤口	15 先勝 ●所得税の予定納税額の減額申請期限	16 友引 ●9:00~18:00 マネジメント・ゲーム	17 先負 ●9:00~17:30 マネジメント・ゲーム	18 仏滅 ●【無料】 相続相談会 ●【無料】 採用相談会	19 大安 【休み】	20 赤口 【休み】
21 先勝	22 友引	23 先負 【勤労感謝の日】	24 仏滅 ●19:00~21:00 経営研究会	25 大安 ●【無料】 障害年金相談会	26 赤口 【休み】	27 先勝 【休み】
28 友引	29 大安	30 赤口 ●所得税の予定納税額の納付期限(第2期分) ●固定資産税(都市計画税)の納付期限(第4期分) ●個人事業税の納付(第2期分) ●9月決算法人の確定申告・3月決算法人の中間申告(税・県・市)期限 ●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告期限(消費税・地方消費税) ●健保・厚年の保険料納付(郵・銀) ●健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年・職)				

開催セミナー

axis
税理士法人アクシス

開催場所 〒770-0051 徳島市北島田町 1 丁目 3-3
税理士法人アクシス 徳島本社
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

経営

11/9(水)

18:00-21:00

徳島元気塾

大競争時代に入した今、経営者はどう考え、どう動けばいいのか。商品政策は？財務対策は？組織対策は？経営本来の原点に戻り、あらゆる角度から経営の「原理原則」を解説します。

講師：革真塾チーフコンサルタント 井崎 貴富

相続

11/4(金)11/18(金)

事前にお時間をご予約ください

相続相談会

いざという時、あわてない、困らないために事前準備をしましょう！大切な家族のために、相続税対策、遺言、納税資金確保、贈与等、何でもご相談ください。

担当：税理士法人アクシス 資産税サービス課

労務

11/4(金)11/18(金)

事前にお時間をご予約ください

採用相談会

今やどの業種も人手不足状態。採用にお困りの法人さまは、是非ご相談ください。相談後、新規に顧問契約いただいたお客さまには、社会保険労務士が求人票作成から採用立会いまで支援します。(先着5法人さま)

担当：社会保険労務士法人アクシス

代表社員 社会保険労務士 櫻葉 稔

年金

11/11(金)・11/25(金)

事前にお時間をご予約ください

障害年金相談会

障害年金を知らないために、申請ができていない方が多くいらっしゃいます。受給の可能性があるかどうか、障害年金専門の社会保険労務士にご相談ください。

担当：社会保険労務士法人アクシス

社会保険労務士 山本 江美子

MG

11/16(水)~11/17(木)

9:30-18:00

マネジメント・ゲーム

楽しみながら、こんなことが身につきます！

- ・経営の全体像が理解できる
- ・経営上での数字の使い方が分かる
- ・現場で数字判断ができるようになる

講師：マネジメントゲーム講師・開発者
株式会社西研究所 所長 西 順一郎

社福簿記

11/2(水)・11/10(木)

9:30-16:30

社会福社会計簿記 上級講座

新会計基準に基づいて、貸借対照表や資金収支計算書・事業活動計算書の応用的な考え方を学びます。

場所：当社2階セミナールーム

お問合せ・お申込み：税理士法人アクシス